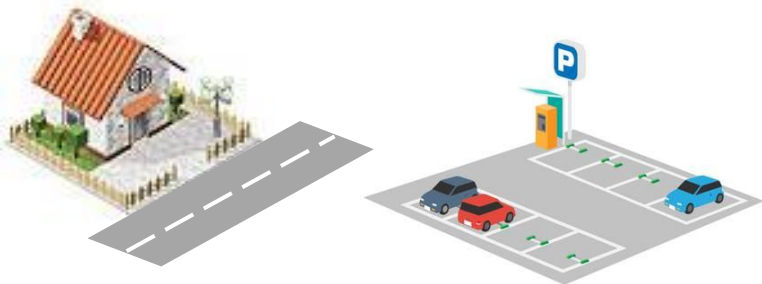


今年の八王子まつりにおける臨時出店は**民地のみ**の取り扱いとなります



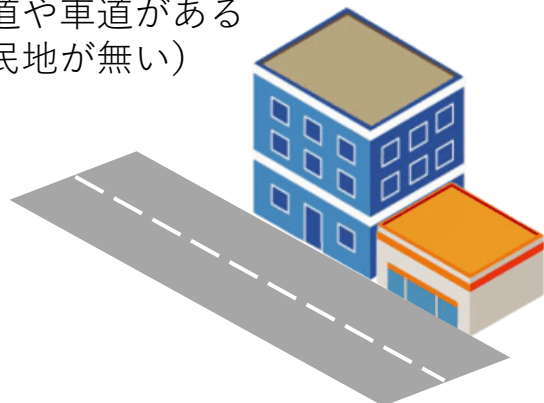
- ・軒先の私有地
- ・駐車場 等々



※公開空地やテナントビルの共有スペース等、私有ではない民地を使用する場合は、建物の管理者や他の入居者にご調整いただいてから出店してください



- ・店舗や建物の目の前に歩道や車道がある（民地が無い）



※道路使用許可申請の取得ができないため、民地が無い店舗の臨時出店の取り扱いはできません

民地内での出店であっても**調理行為をする際は臨時出店届の申請が必須**です。出店をご希望の方は必ずお手続きください。  
また、**机やテント等が民地外（公道上）に出ないように**してください。

調理行為とは...？

- 鉄板で加熱調理する
- ビールサーバーや瓶から注ぐ
- お皿に盛りつける 等々



⇒これらの行為を行う際は必ず臨時出店届の申請をしてください

**テイクアウト販売は通常の飲食店営業の範囲内**となるため、特に届出は不要です。

店先等に見本を陳列することは可能ですが、**陳列するものを販売する際は臨時出店の申請ならびに食品表示が必須**です。



その他ご不明な点等ございましたら、下記担当者までご連絡ください。